

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第1条関係（目的）

引用条文の改正に伴い、改正を行うものである。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

暫定再任用短時間勤務職員について、第1条の規定を適用する経過措置を設ける。